

| | | |
|---------|----------------|-------------|
| 調達要領指定書 | 調達要求番号 | 4SZ11C70002 |
| | 調達要求年月日 | 令和6年1月17日 |
| | 作成部・課 | 総務部管理課 |
| | 作成年月日 | 令和6年1月11日 |
| 品名 | 春日駐屯地で使用する都市ガス | |
| 仕様書番号 | 福病C-管-331 | |

1 仕様

(1) 種類、熱量、需給圧力、需給先用途

ア 需給ガス種類 13A

イ 需給ガス熱量 45MJ

ウ 需給圧力 低圧

エ 需給先用途

(ア) 小型空調機器（ガスエンジンヒートポンプ）

(イ) 空調機器以外のガス燃焼機器（給湯用簡易ボイラー、ガス給湯器、給食課厨房機器）

(2) 予定使用量 (単位：m³)

| 年月 | 使用量 (一般) | 使用量 (空調) | 合計 |
|---------|-------------|-------------|--------|
| 令和6年4月 | 496 | 143 | 639 |
| 令和6年5月 | 380 | 265 | 645 |
| 令和6年6月 | 365 | 3,216 | 3,581 |
| 令和6年7月 | 362 | 5,431 | 5,793 |
| 令和6年8月 | 367 | 6,140 | 6,507 |
| 令和6年9月 | 361 | 4,120 | 4,481 |
| 令和6年10月 | 467 | 474 | 941 |
| 令和6年11月 | 519 | 1,487 | 2,006 |
| 令和6年12月 | 613 | 2,876 | 3,489 |
| 令和7年1月 | 397 | 3,432 | 3,829 |
| 令和7年2月 | 398 | 3,335 | 3,733 |
| 令和7年3月 | 395 | 1,550 | 1,945 |
| 合計 | 5,120 | 32,469 | 37,589 |

(3) 契約期間

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

(4) 都市ガス使用量の検針

ア ガス供給事業者の検針方法 目視検針

検針は毎月1回、ガス小売事業者が定める検針日に一般ガス導管事業者が設置したガスメーターにより検針する。

イ ガス小売事業者が切替わる場合における切り替え日については、次ガス小売事業者と官側の調整により決定する。また切替えに係る負担は次ガス小売事業者が負うものとする。

(5) 検針ガスメーターの台数

25号：2台 16号：2台 10号：1台 6号：3台 合計8台

(6) 保安上の責任分界点

ガス小売事業者は、ガス事業法の定めるところによりガス工作物の末端バルブより先に接続される機器の調査、危険発生防止の周知に関する責任を負うものとする。なお本支管等から末端バルブを含むガス工作物については、一般ガス導管事業者が保安責任を負うものとする。

2 ガス料金の算定

(1) ガス料金は、ガス小売事業者が定める供給条件により、1箇月毎に算定を行うものとする。

(2) ガス料金単価は、ガス小売事業者の一般ガス供給約款等に基づく原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。調整に使用する平均原料価格は、算定期間の5か月前から3か月前までの平均原料価格とする。（例：1月料金の調整は前年8月から10月の平均原料価格を使用）

(3) 基準平均原料価格は、85,350円/トンを基準とする。なお、石油石炭税等租税課金はLNG・LPGともに1,860円/トンとする。

3 その他

(1) 使用ガス量の単位は m^3 とし、その端数は小数点以下を切捨てる。

(2) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切捨てる。

(3) ガス小売事業者は、ガス事業法に基づき、関係省庁に届出しているガス小売事業の登録の写し等を提出するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(4) 請負者は、業務上知り得た情報並びに事項については他に漏らしてはならない。また、需給期間終了後も同様とする。

(5) ガス需給に際し、疑義を生じた場合は、官側と協議するものとする。

(6) 提出する書類等に於いて、官側から指示を受けたものは速やかに提出するものとする。